

サービス利用の流れ

相談・申請

- ・まず、子ども家庭センターへ利用についてご相談ください。
- ・その後、お子さんも一緒に**事前見学**していただくことをお勧めします。



市への 利用申請

- ・見学後、利用希望の場合は利用申請書を提出していただきます。



支援利用計画の作成

- ・子どもの発達に合わせて、専門の相談員がサービスの利用計画を作成します。
- ・**計画作成は、「障害児相談支援事業所」で行います**ので、相談支援事業所を選んでいただきます。利用にあたってのご本人負担はありません。

面接

- ・市の臨床心理士や児童発達支援コーディネーターがお子さんやご家族と面接します。
- ・お子さんの生活状況を確認し、ご家族からも日ごろの様子などをお聞きします。
- ・基本的に子ども家庭センターでの面接をお願いしています。



受給者証 の交付

- ・通所支援事業所を利用するための「通所受給者証」をお送りします。

契約 ・利用開始

- ・通所支援事業所に届いた「通所受給者証」を提示し、事業所と利用契約をしていただくと、利用開始となります。

定期的な モニタリング

- ・より良い支援のために、相談支援事業所がサービスの利用について定期的なモニタリングを行います。



担当：長岡市子育て支援部子ども家庭課
子ども家庭センター 相談係

住所：長岡市幸町2丁目1番1号
(さいわいプラザ6階)

電話：0258-36-3790